

伊予市木造新築住宅建築支援事業費補助金交付要綱

平成25年8月9日
伊予市告示第120号

(目的)

第1条 この要綱は、県内で産出された木材（以下「地域材」という。）を使用して、新たに住宅を建築しようとする者に対し、市が予算の範囲内で伊予市木造新築住宅建築支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域材の需要を喚起するとともに、木材の利用を通じた森林林業の活性化、建築関係産業の振興及び定住促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「主要部材」とは、土台、^{おおびき}大引、^{ねだ}根太、^{とおしぼしら}通柱、^{くだぼしら}管柱、^{こやづか}間柱、^{むなぎ}桁、^{もや}はり、^{たるき}筋交い、小屋束、棟木、母屋及び垂木をいう。

(補助金の対象となる住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 地域材を主要部材に体積のおおむね50パーセント以上使用し、かつ、居住部分の延床面積が66平方メートル以上の住宅
- (2) 市内に主たる事務所があり、かつ、建設業の許可（建築一式工事）を受けている者が建築する住宅
- (3) 在来工法（軸組工法）により建築される住宅
- (4) 申請年度中に完成が見込まれる住宅
- (5) 住宅完成保証制度その他の住宅完成を保証する制度を利用して建築される住宅
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）を厳守して建築する住宅

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自ら居住するために市内に前条の対象住宅を新築する者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

(補助金額)

第5条 補助金の額は、住宅に使用する地域材の体積1立方メートル当たり15,000円を乗じた金額とし、300,000円を上限とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、伊予市木造新築住宅建築支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金の交付の適否を決定したときは、伊予市木造新築住宅建築支援事業費補助金交付（変更・中止）決定通知書（様式第2号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（補助事業の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第6条の規定により提出した書類の内容の変更をしようとするとき、又は交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を中止しようとするときは、伊予市木造新築住宅建築支援事業費補助金交付変更（中止）申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助事業の中止又は変更の申請があったときは、前条の決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、伊予市木造新築住宅建築支援事業費補助金請求書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（指導監督）

第10条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

（1）この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

（2）この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、補助事業の施行について、不正な行為があったとき。

（関係書類の保管）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年8月9日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日告示第48号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日告示第54号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

伊予市木造新築住宅建築支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

伊予市長 様

住所

氏名

印

電話番号

伊予市木造新築住宅建築支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり、伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないことを誓約するとともに、市長が必要と認める場合には、調査することに同意します。

記

1 補助金額 円

2 住宅の建築場所

- 添付書類
- 1 地域材使用計画書（別紙1）
 - 2 地域材使用率計算書（別紙2）
 - 3 地域材納品証明書（別紙3）
 - 4 地域材木造住宅建築証明書（別紙4）
 - 5 工事請負契約書の写し
 - 6 建築確認済証又は建築工事届
 - 7 位置図
 - 8 平面及び立面図
 - 9 その他市長が必要と認める書類

(別紙1)

地域材使用計画書

1 施工業者

住所

名称

代表者

電話番号

2 地域材の使用に関する事項

(1)木材使用量 m^3

(2)地域材使用量 m^3

(3)主要部材に対する地域材使用率 %

(4)住宅の延床面積 m^2

3 建築工事に関する事項

(1)建築契約年月日 年 月 日

(2)工事着工年月日 年 月 日

(3)上棟予定日 年 月 日

(4)工事完了予定年月日 年 月 日

(5)住宅検査希望日時 年 月 日 時

4 地域材納材業者

住所

名称

代表者

電話番号

5 補助金振込先金融機関

名称	銀行 農協	支店 支所
口座種別	普通	当座
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		

(別紙2)

地域材使用率計算書

主要部材	地域材 (m^3)	地域材以外 (m^3)	計 (m^3)
土台・大引・根太 <small>おおびき ねだ</small>			
柱(通柱・管柱・間柱) <small>とおしぼしら くだぼしら</small>			
桁・はり・筋交い			
小屋束・棟木・母屋・垂木 <small>こやづか むなぎ もや たるき</small>			
計	(ア)		(イ)
その他			
合計			
主要部材に対する 地域材使用率	(ア)/(イ) %		

(注1) 体積は、 m^3 単位とし、算出された数値に少数第4位に満たない端数があるときは、少数第5位を四捨五入する。

(注2) 使用率は、%単位とし、算出された数値に少数第1位に満たない端数があるときは、少数第2位を四捨五入する。

(別紙3)

地域材納品証明書

年 月 日

(施工業者)

所在地

名称

代表者職氏名

様

(納品業者)

所在地

製材業者名

代表者職氏名

電話番号

印

伊予市木造新築住宅建築支援事業費補助金交付要綱第1条に規定する地域材を納品したことを証明します。

1 納品住宅

(1) 住宅の建築場所

(2) 建築主

2 納品状況

部材名	樹種	等級	寸法			数量 (本)	材積 (m ³)
			短辺 (mm)	長辺 (mm)	材長 (mm)		
合 計							

備考

本様式は、えひめ材の家づくり促進支援事業実施要領第3に定める納材証明書をもってこれに代えることができる。

(別紙4)

地域材木造住宅建築証明書

年 月 日

伊予市長

様

(施工業者)

所在地

名称

代表者職氏名

印

電話番号

次の住宅は、伊予市木造新築住宅建築支援事業費補助金交付要綱第3条第3号に該当する在来工法（軸組工法）による地域材木造住宅であることを証明します。

1 住宅の建築場所	
2 建築主	
3 地域材使用量(ア)	m ³
4 主要部材に対する木材使用量(イ)	m ³
5 主要部材に対する地域材使用率(ア)／(イ)	%
6 工事契約日	年 月 日
7 建築着工年月日	年 月 日
8 建築完了予定年月日	年 月 日

備考

- 1 体積は、m³単位とし、算出された数値に少数第4位に満たない端数があるときは、少数第5位を四捨五入すること。
- 2 使用率は、%単位とし、算出された数値に少数第1位に満たない端数があるときは、少数第2位を四捨五入すること。

様式第2号（第7条、第8条関係）

伊予市指令第 号

（申請者の住所）

（申請者氏名）

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度伊予市木造新築住宅建築支援事業費補助金については、伊予市木造新築住宅建築支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条（第8条第2項）の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付する。

年 月 日

伊予市長

印

記

- 1 補助金の交付対象となる事業は、年 月 日付け第 号で申請のあった 年度伊予市木造新築住宅建築支援事業とし、その補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における事業の補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金の額 金 円

- 2 補助金の交付を受ける事業実施主体（以下「補助事業者」という。）は、要綱に従わなければならないこと。
- 3 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業終了年度の翌年度から起算して5ヶ年間整備保管しなければならないこと。
- 4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- 5 この補助金に係る要綱及びこれらに基づく市長の命令並びに補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したときは、当該補助金の額の確定後においても交付決定の全部又は一部を取消し、補助金等の全部又は一部に相当する額を市に返還させることがあること。

様式第3号（第8条関係）

伊予市木造新築住宅建築支援事業費補助金交付変更（中止）申請書

年 月 日

伊予市長 様

住所
氏名

印

年 月 日付け伊予市指令第 号で、補助金交付決定の通知があった年度伊予市木造新築住宅建築支援事業を、次のとおり変更（中止）したいので、伊予市木造新築住宅建築支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止）の理由

2 変更の内容

備考

- 1 補助金は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てること。
- 2 事業変更計画書は、要綱第6条の補助金交付申請書の（別紙1）に準じて作成し、変更前のものを括弧書で上段に記載すること。
- 3 地域材使用率変更計算書は、要綱第6条の補助金交付申請書の（別紙2）に準じて作成し、変更前のものを括弧書で上段に記載すること。

- 添付書類
- 1 事業変更計画書
 - 2 地域材使用率変更計算書
 - 3 その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第9条関係）

伊予市木造新築住宅建築支援事業費補助金請求書

年 月 日

伊予市長 様

¥

伊予市木造新築住宅建築支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、上記のとおり補助金を請求します。

住所
氏名